

各 位

落札候補者が落札者となることを辞退した場合の取扱いについて

簡易型一般競争入札における入札参加資格事後審査方式において、落札候補者となった者が正当な理由なく落札者となることを辞退した場合は、著しく信頼関係を損なう行為（業務に関する不正又は不誠実な行為）として八戸市建設業者等指名停止要領に基づく指名停止等の措置を行いますのでご注意ください。

【正当な理由とは】

- ・ 配置予定の技術者が死亡、傷病又は退職等により配置できず、代替技術者もない場合
- ・ 次順位者が落札候補者に繰り上がった時、配置予定の技術者を開札後に他の工事に配置しており、代替技術者もない場合
- ・ 同日に開札した市発注の複数の工事の落札候補者となったが、配置できる技術者に不足が生じた場合

※この場合、開札時間が最も遅いものから順に辞退することができます。

なお、繰上げにより落札候補者となった工事については、実際の開札時間にかかわらず、開札時間が最も遅いものとみなします（この場合において、当該工事が複数ある場合は、繰上げにより落札候補者となった順に開札されたものとしします。）。

- ・ 建設業許可の取消し等、真にやむを得ない事由により、工事を適切に完了する見込みがない場合

など。ただし、いずれも証明書等書面による事実確認ができる場合に限りです。

【問合せ先】 八戸市財政部契約検査課
電話 0178-43-2111 内線 251、172